

長野県ボウリング連盟 弔慰金、見舞金内規

長野県ボウリング連盟(以下「本連盟」という。)が行なう弔慰及び見舞いについて、この内規で定める。

(対 象)

- 第1 本連盟が行なう弔慰及び見舞いは、本連盟役員及びこれに準ずる者とする。
- 2 本連盟役員以外の会員の弔慰及び見舞いについては、所属の部、支部及びクラブ等の定めによるものとし、原則として行なわない。
- 3 (公財)長野県スポーツ協会、北信越地区ボウリング連合、(公財)JAPAN BOWLING及び関係団体の役員への弔慰及び見舞いについては、その都度、常務理事会で金額を含め決定する。
- ただし、常務理事会を開催する暇が無い場合は、会長若しくは副会長に相談の上、理事長が弔慰及び見舞い金の額を決定することができる。

(種類及び金額)

第2 弔慰及び見舞いの種類及び金額は、次のとおりとする。

(1) 香 典

・本人死亡	10,000円
・配偶者死亡	5,000円
・父母死亡	3,000円
・子女死亡	3,000円
・配偶者の父母死亡(同居している場合に限る。)	3,000円

(2) 傷病見舞金 15日以上入院した場合、本人のみ 3,000円

(弔慰及び見舞い)

- 第3 この内規による弔慰及び見舞いは、会長が行なう。
- 2 会長が不在の場合は、副会長若しくは理事長が行なう。

(内規の改廃)

第4 この内規の改廃は、理事会の議決を経て決定する。

内規改正経過 昭和60年7月1日 制定
平成5年6月13日 改正(平成5年度第4回理事会)
平成13年4月1日 改正
平成31年4月1日 改正
令和6年4月1日から改正施行する。